

「占卜」處考

—「歷組」卜辭を中心として—

末次 信行¹

要旨

殷墟出土の卜辭には、占った地點、あるいは占った場所を記す例がある。

この占卜地點の方は、遠出や遠征の際の卜辭に明記されることがあり、これらは地理的研究の方面ですでに取り上げられている。他方、占卜場所を記す例は僅少にすぎない。とりわけ、宗廟で占卜することが明記された例は、現在のところ「歷組」卜辭およびこの系統である「無名組」に限られる。この宗廟という場所での占卜の意味するところは、占う案件の問いかけ先が、宗廟の主である祖先神であると解せられる。當時、觀念された「神界」は「帝（上帝）」を頂點に戴き、祖先神などの諸神が配屬され構成されていた。そして、占うべき内容が重要案件の場合は「帝（上帝）」に問いかけるのが、通例であったに違いない。したがって、問いかけ先が異なる場合、占う案件の内容如何によって「神界」のバランスを崩すことになる。當該の「歷組」および「無名組」卜辭は、「王卜辭」としては傍流の「村南」系統に屬すところから、主流をなす公的占卜機關「賓組」などの「村北」系統の卜辭にそうした影響を與えたらしく、主流の「帝（上帝）」信仰を相對化し、傍流から「祖先神」信仰をより強化する性格のものであり、延いては世俗的君主權力の増大に連動したらしい。

キーワード 占卜場所 宗廟 歷組卜辭 殷墟 上帝

一、はじめに

拙稿「殷代の『神權』と『君權』（『千里金蘭大學紀要・短期大學部』第三七號、二〇〇六年）は、殷王朝後期、とりわけ武丁期の政治勢力の有り様を論じたものであり、占卜材料奉納制の視點から検討した、いわば占卜制度研究の成果の一つでもあった。

そこでは、武丁時代の神聖政治をとり上げ、この神聖政治は「帝（上帝）」信仰が厚く廣範圍に及んでいた性格をもつこと、すなわち當時の内外の諸國によって支えられた、「神權」の強い性格であることを確認し、その後、祖先神崇拜を通じて「君權」が強くなり、神聖政治が變質したことを論じた。

こうした神聖政治の變質は、その「神界」の構成自體と深く關係するものらしい。

殷代の人々が觀念する「神界」は、卜辭内容から、「帝（上帝）」が至上神として上座に位置し、下位には殷王の祖先神などの諸神が配屬されていた。この「神界」と「人界」との交流の手段が占卜行爲であった。そして、この占いに伴う卜辭には、直接「帝（上帝）」に問いかけた卜辭と、下位に屬する諸神に問いかけた卜辭に分けることができるらしい。この相違は、卜辭の内容如何、例えば祖先神祭祀が常祭化しているか否かなどということが當然重要な問題となるはずである。が、ここではそれらの占いの前提である「何者に問いかけ、何處で占うか」という、問いかけの對象と占卜處の違いという問題をとり上げたい。

1 Nobuyuki SUETSUGU 千里金蘭大學短期大學部

（受理日 二〇〇七年十一月八日）

そこで、本稿はこの観点、とりわけ占卜場所が明示されている卜辭を中心に、文献史料を参考しながら、検討してみたい。

結論からすると、本稿で取りあげる、占卜場所が明示されている卜辭は「歴組」および「無名組」などに分類される。ただし、この分類や時代区分には異説が多く繁雑である。そこで、こうした分組分類についての筆者の考えもしくは立場を、先ず明確にしておきたい。

二、「歴組」卜辭の時代区分などについて

一九三三年、董作賓は殷墟出土甲骨の時代区分を論じて、「甲骨文斷代研究例」(『中央研究院歷史語言研究所集刊外編・慶祝蔡元培先生六十五歲論文集(上册)』)を書き、時代区分のための十箇の「標準」すなわち「一世系、二稱謂、三貞人、四坑位、五方國、六人物、七事類、八文法、九字形、十書體」を示し、盤庚から帝辛の時代を五期に分けた^①。董説を基本的に受けた陳夢家は、これらの「標準」を三つにまとめ、甲骨卜辭および刻辭自體を、武丁から帝辛の時代それぞれの王ごとに時代区分できるとし九期に分けた^②。さらに、別に節(第二節「坑位對於甲骨斷代的限度」)を設け、董氏の「坑位」を「標準」とする初歩的考察を批判しつつ、修正説を提出するにいたる^③。

この陳氏の「九期」分期説は、「一人の王の時代には一類の卜辭があるはず」との前提に基づくが、この前提を疑問視し批判したのが李學勤氏であった。李氏は卜辭自體の分類と時代区分は、まずはそれぞれ別個に検討すべき性格であり、例えば字體・字形などの特徴を根據に卜辭を幾つかに分類し、その上で各類の所屬時代を判定すべきとした^④。ついで、林滄氏は、同一の「卜人(貞人)」が見えるからと言って同一類の卜辭というわけではないことを指摘し、卜辭自體の分類の「標準」は、「字體」のみに依據すべしとし、李説を強化する^⑤。さらに、黃天樹氏は同一の貞人の卜辭が、字體上からは異なる「類」に屬すものもあれば、異なる「組」の貞人の卜辭であっても同一の「類」に屬す例もあるところから、分類と時代区分の方法は、「分組」は「貞人」を「標準」とし、「分類」は「字體」を「標準」とすべしとした^⑥。

以上は時代区分方法の變遷の大筋である。これを要するに、「世系」「稱謂」

「貞人」「坑位」が「標準」の基幹となっていることには變わりないが、「字體」が李學勤氏の指摘以降、注視されるとともに重視され、より精確な「分組・分類」がなされるに至った、ということである。最近、こうした流れを受け、楊郁彦氏の『甲骨文合集分組分類總表』(藝文印書館、二〇〇五年)が上梓された。これは『甲骨文合集』(中華書局、一九八七〜八二年。以下『合集』と簡稱する)所載の甲骨片が各片ごとに「分組・分類」ならびに時代区分された工貝書である^⑦。とりわけ、本稿のテーマに關連するのは「歴組」卜辭などであるが、今、述べたように時代区分方法の變遷を受け、第一・二期とする説を採用する。また、『合集』では第四期に時代区分されているが、楊氏著は「歴組」卜辭を「武丁中晚期至祖庚時期的村南卜辭」とし、第一・二期に溯らせている。本稿引用の卜辭の時代区分や分類は楊氏著のそれを原則的に用いる。

ここで、この李學勤の「兩系發展説」ならびに「歴組」問題をふくめ、具體的にやや詳しく取りあげたい。

李學勤・彭裕商兩氏は、殷墟出土甲骨の占卜内容から、つぎの二つに大別した。殷王朝後期における各時代の王もしくは王室を中心とする「王卜辭」と、獨立性の高い「殷代家族」の「首領」を占卜内容の中心とする「非王卜辭」の二つである^⑧。とりわけ、前者の「王卜辭」には二系統があるとすると^⑨。いわゆる「兩系發展説」である。

すなわち、考古學的側面からすると、小屯村出土甲骨には、村北出土(以降「村北」と略稱)の系統と村南出土(以降「村南」と略稱)の兩系統があり^⑩、この兩者が同時代に並行して發展したとする説である。具體的な「分組・分類」の観点からすると、「王卜辭」として、武丁の前期には「自組」があり、武丁中後期には二系統、すなわち「村北」出土の「自賓間組」から「賓組」への系統と「村南」出土の「自歷間組」から「歴組」への系統に分かれるとし、さらに武丁の後、「村北」系統は「出組」「何組」と續き、「村南」系統は「無名組」「無名黃間類」となり、やがて兩系統は「黃組」になるとする^⑪。端的にいうと、「村北」系統がいわゆる公的占卜機關に屬し主流をなし、「村南」系統は傍流となる。

こうした李學勤・彭裕商説を大筋で妥當とし、本稿での甲骨の分類はこれに従うが、本論と深く關係するのが先に述べたように「歴組」である。「王卜辭」としては、いわば傍流である「村南」系統に屬すそれである。

そもそも、「歴組」という用語は、李學勤氏によって一九七七年に始めて稱され、「歴」という「卜人」を含む一群の「甲骨組」を指し、武丁晩期から祖庚時期のものとした^⑩。この一群の「甲骨組」は、従来、武乙時期もしくは第四期（武乙・文丁）の卜辭とされていたもので^⑪、李學勤氏の指摘の後、所屬時期の論争が活発となった。

筆者も「歴組卜辭をめぐって」というテーマで研究発表し^⑫、さらには「董作賓『甲骨文斷代研究例』引用卜辭の出土坑位と時代區分問題について（上・下）」（『金蘭短期大學研究誌』第二三・二四號、一九九二～三年）と稱する小論を書いた。董説で文丁期と判断された、いわゆる「復古」卜辭が、根據薄弱であることを中心に論じ、「復古」問題に絡んだ「歴組」の分期については、李學勤説に説得性があった^⑬。また、「歴組」の「特殊記事刻辭」上の卜材料の納入者についても検討したところ、少數で限定的と知られ、「賓組」にみえるように多数の奉納者もしくは貢納者があったというわけではなく、加えて納入者とされる者に「建造物」が含まれるらしいことを指摘した^⑭。

なお、卜辭研究での時代區分研究の位置づけについて、筆者の立場としては、卜辭ならびに刻辭研究を行ったうえで、時代區分研究の成果との整合性を探るという方向をとる。すでに拙稿「董作賓『甲骨文斷代研究例』引用卜辭の出土坑位と時代區分問題について（下）」の結論部分で、「甲骨卜辭の時代判定は、拓本や寫真だけでなく、實物を手にとって行うべき性格」と記したが、分期・分類は龜材か骨材か、腹甲か背甲か、あるいは肩胛骨か肋骨かなどや、鑽鑿の形態、占卜材の整治方法などとも實見できる立場が理想的にちががなく、この考えは現在でも変わっていない。この點から、筆者の研究結果は李學勤・彭裕商説の方向に合致し、本稿でも採用するというわけである。

三、占卜の地點と場所

嚴一萍は「占卜之處」として「明堂」と「宗廟」を指摘し、「軍旅」の場合は「張幕」して占われたとする^⑮。嚴一萍の指摘する「明堂」は、考古學的見地から復原された地上建築物を「明堂」と推定する石璋如説を受けたものである^⑯。嚴一萍は「明堂」の機能を「議事」としている。これは、當時の「王」

「占卜」處考

や貞人たちの「占卜」行為自體を指すものと解せられる。

「宗廟」について、嚴一萍は『禮記』郊特牲の「卜郊（郊の祭りの占卜）」の時の場所として「受命于祖廟、作龜於禰宮」を引用する。また、『尚書』金縢にみえる、周公が武王の疾を癒すために占卜するに際して、三壇を造ったのは特例であり、常制ではないとする。

また、「軍旅」の場合の「張幕」の例には、『左傳』成公十六年（前五七五）の「楚子登巢車以望晉軍、子重使太宰伯州犂侍于王後、王曰：張幕矣。（伯州犂）曰：虔卜於先君也。（王曰）徹幕矣。（伯州犂）曰：將發命也」を引用する。晉軍の占卜の様子を記した史料である。

このように、嚴一萍説によれば、考古學的ならびに文獻史料から、「占卜之處」として「明堂」「宗廟」「軍旅」での例が、とり上げられた。

さて、卜辭には、占卜地點すなわち地名を記すものと、占卜場所として「宗」で「卜」すことを記したものがみられる。

前者は、遠出や田獵あるいは征伐など外出した時に占われたもので、卜辭には「干支卜某地貞：」などの形でみられる。

すでに、一九四五年、董作賓氏は「人方」征伐の卜辭にみえる年月日を整理し作成し、そこで占卜地をとり上げた^⑰。一九五六年には、陳夢家氏が、殷代地理研究の一環として占卜地をとり上げ、田獵地あるいは「方國」征伐関連で占卜地がとり上げられている^⑱。陳夢家氏と同様に、殷代地理研究の一環として島邦男氏、ならびに李學勤氏の研究があり^⑲、また松丸道雄氏は、殷代の國家構造を説明する一環として田獵區域を検討する^⑳。

これら田獵先や征伐途上での占卜は、張幕されて實施されたにちがいないが、問いかけ先が「帝（上帝）」なのか祖先神などかは不明である。第五期の卜辭例の場合には、「君權」が相對的に強くなっており、「祖先神」の可能性が高い。この場合、宗廟の「神主」あるいは「木主」が携行されたはずである。この「神主」を指す甲骨文は、「必³²⁰」とされ、帝乙時期（第五期）の狩獵で獲たであろう鹿の頭骨刻辭（甲三九四〇〃合集三六五三四）には「戊戌、王蒿：文武丁必：王來征」とみえ、連劭名氏は「蒿²⁰²⁴」を「郊」に讀み、「必」を「斗」と釋文し、刻辭の意味は征伐の途中狩獵し、その獲物を文丁の神主の祭祀に用いたと理解する^㉑。

四、宗廟での卜

卜辭に「在宗」とある場合、甲骨文字の「宗²⁰⁴」の意味は宗廟とされ、文字解釋上問題はない²⁰⁵。この宗廟もしくは祖廟で「卜」したことを明記する卜辭が少数であるが見られる。

i 卜辭例

「在某宗ト」の見える卜辭、もしくはこの一部を缺くが同類に違いない卜辭は、つぎの一例一八卜辭である²⁰⁶。『合集』ついで『屯南』の順とし、兩著の番號順に機械的に並べたものである。卜辭中の甲骨文字に付せられた四桁のアラビア數字は『類纂』の文字番號である。

①合集三〇三七六・南明七・二九

「…吉、在大宗ト」

この卜辭の分期などについて、『合集』は第三期、楊氏は三・四期で無名類とする。

②合集三三三三〇・披續六四

イ「丁未貞、其大御王自上甲盟²⁶⁴⁴用豕¹⁶⁰²九三示³²⁸⁴牛、在父丁宗ト」

ロ「丁未貞、惟²⁹⁵³今夕酒¹³¹⁸御⁰³⁵¹、在父丁宗ト」

兩卜辭の分期などについて、『合集』は第四期、楊氏は一・二期で歴組二類とする。

③合集三四〇八二・拾一・一〇

「戊辰貞、其¹⁵³³生于妣庚妣丙、在祖乙宗ト」

この卜辭の分期などについて、『合集』は第四期、楊氏は一・二期で歴組二類とする。

④合集三四一四八・粹二二

「庚午貞、秋¹⁸⁸¹大¹⁷⁷⁹于帝五玉³²⁵³臣²⁶⁴³血、在祖乙宗ト」

この卜辭の分期などについて、『合集』は第四期、楊氏は一・二期で歴組二類とする。

⑤屯南八一 (H二出土)

「丁卯貞、王从⁰⁸⁰⁴冫²⁴⁷⁷方受[□]、在祖乙宗ト」

この卜辭の分期などについて、『屯南』は文丁(第四期)とするが、林氏は

歴組二類(小屯南地發掘與殷墟甲骨時代)、李・彭兩氏は歴組一B類(殷墟甲骨分期研究 三五六頁)、黄天樹氏は歴組一類(殷墟王卜辭的分類與斷代 一八四頁)とするように、諸説みられるが、この「屯南」所載の甲骨片の分類については、本稿第二節で述べたように、林漢説や李學勤・彭裕商説あるいは黄天樹説に準據することとする。以下、同様である。

⑥屯南四四一 (H二出土)

「…¹⁵³³妣丙、…宗ト」

この卜辭の分期などについて、『屯南』は武乙(第四期)とするが、字體ならびに同版卜辭に「父丁」「祖乙」がみられるところから、歴組二類に屬するらしい。

⑦屯南六〇〇 (H一七出土)

「…在祖乙宗ト」

この卜辭の分期などについて、『屯南』は武乙(第四期)とするが、字體から歴組二類に屬するらしい。

⑧屯南七二三 (H二三出土)

「…來戊帝其降²³⁰⁹永、在祖乙宗十月ト」

この卜辭の分期などについて、『屯南』は武乙(第四期)とするが、字體ならびに同版卜辭に「辛酉貞、于來丁卯又父丁歲」とあり、「父丁」がみられるところから、歴組二類に屬するらしい。

⑨屯南二七〇七 (H一〇三出土)

イ「…自上甲盟²⁶⁴⁴用白豕¹⁶⁰²九…、在大甲宗ト」

ロ「□卯貞、其大御⁰³⁵¹王自上甲盟²⁶⁴⁴用白豕¹⁶⁰²九三示³²⁸⁴牛、在祖乙宗ト」ハ「…貞、…其大御⁰³⁵¹王自上甲盟²⁶⁴⁴用白豕¹⁶⁰²九三示³²⁸⁴牛、在大乙宗ト」ニ「…大御⁰³⁵¹自上甲其告于祖乙、在父丁宗ト」

ホ「…酒¹³¹⁸大御⁰³⁵¹自上甲其告于大乙、在父丁宗ト」

これらの卜辭の分期などについて、『屯南』は武乙(第四期)とするが、すでに取りあげた②の合集三三三三〇の卜辭に字體や卜辭内容が共通しており、これに準じると、楊説の一・二期で歴組二類となる。

⑩屯南三七六三 (T二③出土)

イ「丁酉⁰³⁹⁶其⁰³⁹⁶祀¹⁸⁵⁷、在□丁宗ト」

ロ「戊戌卜其⁰³⁹⁶翌¹⁹⁰⁸祀¹⁸⁵⁷、在大戊「宗ト」」

ハ「庚子其⁰³⁹⁶翌¹⁹⁰⁸祀¹⁸⁵⁷、在大庚宗ト」

これらの卜辭の分期などについて、『屯南』は武乙（第四期）とするが、黃天樹氏は歴組二類（殷墟王卜辭の分類與斷代）一九二（三頁）とする。

①屯南四一五五（T三一③出土）

「…亥…令、在祖乙宗ト」

この卜辭の分期などについて、『屯南』は武乙（第四期）とするが、字體から歴組二類に屬すらしい。

以上、宗廟を占う場所とする卜辭例とそれらの時代区分や分類について取りあげたが、これらはいずれも、一・二期の歴組、三・四期の無名類に屬するものということになる。すなわち、いわゆる「王卜辭」で、「村南」系列に屬することが知られる。

「ト」が行われた具體的宗廟名は、「大宗」が一例（①）、「父丁」の祖廟が四例（②イロ、⑨ニホ）、「祖乙」の祖廟が七例（③、④、⑤、⑦、⑧、⑨ロ、⑩）、「大甲」の祖廟が一例（⑨イ）、「大乙」の祖廟が一例（⑨ハ）、「大戊」の祖廟が一例（⑩ロ）、「大庚」の祖廟が一例（⑩ハ）となる。他の二例（⑥、⑩イ）は具體的な祖廟は記さないが、⑩イの卜辭の場合、同版から推定すると「大丁」の祖廟らしい。

「大宗」①とは「大」の冠せられた祖先を集合した廟の可能性もある。各廟の祖先神については、これらの卜辭が「王卜辭」で「歴組」もしくは「無名組」に分類され、「村南」系列に屬することを前提にすると、つぎのようなことになる。

「父丁」の祖廟（②イ、②ロ、⑨ニホ）は「武丁」になる。

「祖乙」の祖廟（③、④、⑤、⑦、⑧、⑨ロ、⑩）は「小乙」である。

「大乙」の祖廟（⑨ハ）は「天乙」で湯のこと。殷王朝の創始者。初代の王。

「大丁（推定）」の祖廟（⑩イ）は「太丁」で二代目の王。

「大甲」の祖廟（⑨イ）は「太甲」で五代目の王。

「大庚」の祖廟（⑩ハ）は「太庚」で七代目の王。

「大戊」の祖廟（⑩ロ）は「太戊」で十代目の王。

これを要するに、殷王朝の「先王前期」の直系の先王（大宗）である「大乙」から「大丁」「大甲」「大庚」「大戊」の五世の各祖廟が、「先王後期」としては「父丁（武丁）」と「祖乙（小乙）」の祖廟が「ト」の場所となっているという

ことになる。また、「大宗」のみえる卜辭①は三・四期の無名類に屬し、「大乙」「大丁」「大甲」「大庚」「大戊」の五世の祖廟のみえる卜辭（⑨⑩）が一・二期の歴組に屬すところから、これら直系の先王である五世の祖廟を、ある時点で集合させたもの、すなわち歴史的に變化したものがこの「大宗」と推定できる。⑧。「大」の冠せられた直系先王の祖廟の重要な機能として「占卜處」があり、「大宗」はこの機能を存続しているというわけである。

ii 占卜内容

次に、これらの卜辭について「命辭」すなわち占卜内容から検討してみたい。便宜上、祖先祭祀關係と「帝（上帝）」關連の兩項に分けておく。

【祖先祭祀關係】

まず、祖先祭祀關係には、②イロ、③、⑥、⑨イロハニホ、⑩イロハの五例一二卜辭が該當する。

②イ「丁未貞、其大御王自上甲盟²⁶⁴⁴用豮¹⁶⁰²九三示³²⁸⁴豮牛、在父丁宗ト（合集三三三三〇〥摭續六四／歷二）」

「丁未」の日に「父丁（武丁）」の廟で占卜している。「王」の「大御」、すなわち厄除けの大祭をするために、「上甲」より「盟」の祭儀に犠牲の「豮（牡のいのこ）」九頭を「用」い、「三示」には「牛」を「豮」という用牲法をもちいることの是非を「父丁（武丁）」に問いかけていると解せられる。「三示」は三者の祖先神を指すが、具體的には不明。

同類である⑨の三卜辭は、⑨ハは「在大乙宗ト」、⑨イは「在大甲宗ト」、⑨ロは「在祖乙宗ト」、とあって、占卜内容は同じであるが、問いかける先が各々「大乙」「大甲」「祖乙（小乙）」と、異なっている。祖先神ごとに許諾を求めている例である。子孫の意圖を理解してくれる祖先神とそうでない祖先神が、その時々で異なっただけらしい。

②ロ「丁未貞、惟²⁹⁵³今夕酒¹³¹⁸御⁰³⁵¹、在父丁宗ト（同右）」

⑨ニ「…大御⁰³⁵¹自上甲其告于祖乙、在父丁宗ト（屯南二七〇七／歷二）」

⑨ホ「…酒¹³¹⁸大御⁰³⁵¹自上甲其告于大乙、在父丁宗ト（同右）」

これら三卜辭は、いずれも「父丁（武丁）」に問いかける例であり、また前

例(②イ)の厄除けの祭(「御」と同類で、関連の祭儀(「酒」「告」)がみられる。

③ 「戊辰貞、其癸¹⁵³³生于妣庚妣丙、在祖乙宗卜(合集三四〇八二〇拾一・一〇/歴二)」

「祖乙(小乙)」に問いかけたもので、「妣庚」と「妣丙」は先祖の配偶者を指し、ここでは小乙の配偶者らしい。小乙の子が武丁であるが、武丁期の卜辭に「母庚」「母丙」とみえるところからも小乙の配偶者であることが知られる^②。この卜辭は、小乙の配偶者「妣庚」と「妣丙」に對して「生(生育)」を祈願すべきか否かが案件となっている。⑥卜辭も同類である。

また、周祭の原型らしき例が見られる。

⑩イ 「丁酉⁰³⁹⁶其⁰³⁹⁶祀¹⁸⁵⁷、在⁰³⁹⁶丁宗卜(屯南三七六三/歴二)」

⑩ロ 「戊戌卜其⁰³⁹⁶翌¹⁹⁰⁸祀¹⁸⁵⁷、在大戊「宗卜」(同右)」

⑩ハ 「庚子其⁰³⁹⁶翌¹⁹⁰⁸祀¹⁸⁵⁷、在大庚宗卜(同右)」

この三卜辭(⑩イ、⑩ロ、⑩ハ)は、いずれも「其⁰³⁹⁶翌¹⁹⁰⁸祀¹⁸⁵⁷」という祭祀を実施するか否かを問うたものである。祭る対象となる「神」は命辭には見えないが、宗廟は別々であるところから、それぞれの廟の祖先神を祭ってよいか否かを直接、「御當人」に問いかけた占卜と理解できる。

これら三卜辭は、相互に補充すると、「丁酉」の日に「大丁」の廟で占卜し、「戊戌」の日に「大戊」の廟で占卜し、「庚子」の日に「大庚」の廟で占卜していることになる。いわゆる周祭が祭るべき祖先神の十干に符號する日にちに祭るか否かを占うのが通例であったが^②、本来の祖先祭祀の原型は、このようであった可能性がある。

以上は祖先祭祀関係で、宗廟で祖先神に占い問いかけるのは、極めて自然な行爲と理解される。ところが、こうした内容とは異なり、本来「帝(上帝)」の権限である「征伐」の是非などを宗廟で占卜する例がみられる^④。

【「帝(上帝)」関連】

「帝(上帝)」関連には、④⑤⑥の三卜辭が該当する。

⑤ 「丁卯貞、王从⁰⁸⁰⁴召²⁴⁷⁷方受⁰⁸⁰⁴、在祖乙宗卜(屯南八一/歴二)」

「丁卯」の日に「祖乙(小乙)」の廟で占った例である。「王」が「⁰⁸⁰⁴召²⁴⁷⁷方受⁰⁸⁰⁴」を従え、もしくは従い、「召方」を「伐」つか否かを祖先神「祖乙(小乙)」に

問いかけた卜辭である。「召方」は方國名で、「旨方」あるいは「斿方」にも讀む^②。「⁰⁸⁰⁴召²⁴⁷⁷方受⁰⁸⁰⁴」は、「歴組」のほぼ同内容の他卜辭(合集三三〇五八、合集三三二〇八)から「⁰⁸⁰⁴召²⁴⁷⁷方受⁰⁸⁰⁴」のことで「⁰⁸⁰⁴召²⁴⁷⁷方」という方國の首領名である。

ちなみに、武丁中後期の卜辭(「賓組」類(黃天樹)もしくは「賓組」A類(彭裕商))に「甲辰卜爭貞、我伐馬方、帝受我又?一月(合集六六八四正)」とあり、戦争に勝利するには「帝」の「又(佑)」すなわち「帝の助け」が必要であり、あるいは「王」の出征には「帝」の許諾が必要であったことが知られている。とすれば、「召方」征伐の是非を「帝」にではなく、敢えて祖先神に問いかける形がとられているのは、越權とも考えられるが、當時の「神界」の有り様を想起すると、「帝」の権限が祖先神「祖乙(小乙)」に委讓されたことと理解するよりは、祖先神「祖乙(小乙)」を通じて、もしくは媒介として「帝」

の許諾の是非を問いかけたものらしい。しかしながら、「神界」の有り様が變化すると、例えば祖先神などの力が増大し、「帝」の神權が相對化され、そのように當時の人々に觀念されることになると、「帝」の権限の一部が祖先神に「委讓」されたことになる。「帝」の権限のある事項について、祖先神に問いかけること自體が、徐々にではあるが、「帝」の神權の相對化に連動する要因になることは想定可能である。第二期には周祭などが出現し、祖先神を中心に祭祀が行われるようになることを勘案すると、「神界」の力關係が變わる要因との理解も不自然ではない。

④ 「庚午貞、秋¹⁸⁸¹大¹⁷⁷⁹帝⁵³³五²⁶⁴³玉²⁶⁴³臣²⁶⁴³血²⁶⁴³、在祖乙宗卜(合集三四一四八〇粹二二/歴二)」

「庚午」の日に「祖乙(小乙)」の廟で占った例である。「帝五玉臣」に對する「稱冊」の儀禮あるいは「¹⁷⁷⁹大¹⁷⁷⁹帝⁵³³五²⁶⁴³玉²⁶⁴³臣²⁶⁴³血²⁶⁴³」という祭祀の是非が占われているらしい。この例も「祖乙(小乙)」を通して「帝五玉臣」に對する儀禮もしくは祭祀の是非を問うているのである。「帝五玉臣」とは「帝」の重臣らしいので、本来は「帝」の支配下にあったはずであるが、これに對する祭祀については、すでに「祖乙(小乙)」の権限内に屬すとも解せられる。このような手段が講じられ、やがては「帝」の意志をも制御することになったらしい。

⑧ 「…來²³⁰⁹戊²³⁰⁹帝²³⁰⁹其²³⁰⁹降²³⁰⁹永²³⁰⁹、在祖乙宗十月卜(屯南七三三/歴二)」

「十月某日」に「祖乙(小乙)」の廟で占った例である。「永」には、人名もしくは地名の意味があるが、この文脈では筋が通らない。「帝」が「降」す何

者か、ということ、**「帝」**の恩寵あるいは**「永命」**の意味とされる⁹⁰。**「帝」**の意志が問われているにもかかわらず、問いかけ先が祖先神**「祖乙（小乙）」**というところに、**「歴組」**卜辭の特色があるらしい。

以上、**「帝（上帝）」**の権限と祖先神の**「神界」**における立場を想定させる例を検討した。戦争の許諾は、**「賓組」**卜辭では直接**「帝」**に問いかける性格のものであったが、これが**「歴組」**になると**「帝」**に直接ではなく、祖先神を介して問いかける形となっていた。この意味するところは、祖先神の**「神界」**における相対的優位の兆しが見られるとともに、殷王の世俗的権力の相対的増大の兆候をも意味する。換言すれば、**「賓組」**にみられるような、**「帝」**に絶大な**「神權」**を寄せる、多数の貞人による神聖政治が變質し、殷王とその祖先神を中樞とする**「神權」**政治に移行する要因を孕んでいるということになる。

五、おわりに

卜辭から知られる、當時の人々が觀念する**「神界」**は、**「帝（上帝）」**が至上神として上座に位置し、下位には殷王の祖先神などの諸神が配属されていた。卜辭には直接**「帝（上帝）」**に問いかけたものと、諸神に問いかけたものがあるらしいとの發想から、**「何者に問いかけ、何處で占うか」と**いう、問いかけの對象と占卜處の違いという問題をとり上げた。

宗廟で占卜された**「在某宗卜」と**ある**「歴組」**卜辭は、**「祖先神に問いかけた」と**いう觀點から占いの内容を解釋すると、前稿で論じた**「神聖政治の變質」**の流れと符號する。

すなわち、前稿は占卜材料奉納者（もしくは貢納者）の視點から考察した論稿であり、その占卜材料提供者の**「數」**の觀點からすると、**「武丁前期（自組）」**の時代には奉納者は少なく、**「武丁中後期」**になって**「賓組」**に對する多数の奉納者のある占卜機關であるのに對し、**「歴組」**は同時代に並存している極めて限定された、少数者の支持による占卜機關であった。また、陳夢家のいわゆる特殊記事刻辭の種類からは、**「武丁初期の「自組」**には龜材の甲尾刻辭があり、**「甲橋刻辭」**もみられ始め、**「武丁中期の「賓組」**時代になると、**「甲橋刻辭」**が甲尾刻辭に取って代わり、**「骨日刻辭」**も出現し、**「武丁晩期」**には**「甲橋刻辭」**が消失するが、**「骨日刻辭」**は残り、**「骨面刻辭」**が比較的多くなり、ついで**「武丁末期から祖庚・祖甲」**

時代の**「出組」**には骨面刻辭のみとなる⁹¹。

「歴組」の刻辭類は骨面に刻まれた、いわゆる骨面刻辭であり、特定の占卜材料提供者によるものである。占卜は殷王の祖先の宗廟で實施され、その祖先神に問いかけられる、まさに**「王卜辭」と**の名に相應しい性格の卜辭群である。

これに對して、**「賓組」**の占卜場所は卜辭には明記されていない。明記されていないが、**「甲橋刻辭」**に記された占卜材料奉納者に多数の諸國や氏族が居り、いわば**「國際的な」**支持基盤を有し、こうした支持は**「帝（上帝）」**信仰に基づくものと解せられる。さらには占卜内容が敵國の征伐や穀物の收穫など、王朝にとっての重要案件が多数とり上げられる占卜機關であるとすると、その占卜場所は**「帝（上帝）」**を祭るべき場所、後世の**「明堂」**に當たる性格の建築物で實施されたはずである⁹²。**「賓組」**はいわば**「公的」**な性格を帯びている。この點を勘案すると、いわゆる**「王卜辭」**よりも**「王朝」**卜辭と名付けた方がふさわしい。

なお、甲骨出土坑と占卜處の關係については、例えば、伊藤道治氏は、殷墟發掘B區の乙一號（黃土臺基）について「祭りや重要な儀式が行われた所」であり、「ここではよく龜甲や獸骨を使って卜占が行われたらしい。この黃土臺基のすぐ北にある大連坑とよぶトレンチからは、**「武乙・文丁時代以外の甲骨が多数に出土した」と**述べ、乙一號臺基と大連坑との關連を指摘する⁹³。殷墟の臺基と甲骨出土地點との關係については、資料として石璋如著『小屯』遺址的發現與發掘・乙編―殷墟建築遺存』（中央研究院歷史語言研究所、一九八五年）の第七章「基址的時代」、そして石璋如著『小屯』遺址的發現與發掘・丁編―甲骨坑層之一』（中央研究院歷史語言研究所、一九八五年）や同じく『小屯』遺址的發現與發掘・丁編―甲骨坑層之二』（中央研究院歷史語言研究所、一九九二年）があり、「**「帝（上帝）」**に對する問いかける占いか、あるいは祖先神に對するものか、といった視點からも検討する必要がある。これらの詳細については今後の課題としたい。

了

註

① 五期の時代区分については、第一期として武丁および其れ以前(盤庚、小辛、小乙)の時代、第二期として祖庚、祖甲の時代、第三期として廩辛、康丁の時代、第四期として武乙、文丁の時代、第五期として帝乙、帝辛の時代となる。

② 『殷墟卜辭綜述』(科學出版社、一九五六年)において、「第一標準」として「世系、稱謂、占卜者」、「第二標準」として「字體、詞彙、文例」、「第三標準」として「卜辭内容(祭祀、天象、年成、征伐、王事、卜旬)」を掲げる。また「九期」の時代区分については、基本的には各王に各時代の卜辭があるとの前提から武丁、祖庚、祖甲、廩辛、康丁、武乙、文丁、帝乙、帝辛の九王の時代を設定するが、實際の分期に当たって「九期」分類が不可能な場合は、董氏の五期分類や「早、中、晩」の三期分類を適宜用いるとする。

③ 陳氏は、董作賓が『乙編』序で第四期の貞人とした一七名を、第一期の武丁晩期に溯らせる修正説を出した。この修正説とはほぼ同説はすでに貝塚茂樹・伊藤道治「甲骨文斷代研究法の再検討—董氏の文武丁時代卜辭について」(『東方學報京都』二三冊、一九五三年)にみえる。なお、修正説の武丁晩期説については、さらに李學勤氏によって「晩期」ではないとされ、「坑位」や「字體」から武丁早中期に溯らせた。李學勤・彭裕商「殷墟甲骨分期研究」(上海古籍出版社、一九九六年)第二章第二節「自組及各『非王卜辭』時代的考定」ならびに第四章第一節「自組卜辭」にみえる。

④ 「評陳夢家殷墟卜辭綜述」(『考古學報』一九五七年三期)一二四頁。

⑤ 林澧「無名組卜辭中父丁稱謂的研究」(『古文字研究』第一三輯、一九八六年)二五頁。

⑥ 黃天樹「殷墟王卜辭的分類與斷代」(文津出版社、一九九一年)

⑦ 楊氏當該書は、後述する李學勤氏の「兩系發展説」を採用し、林澧氏や彭裕商氏あるいは黃天樹氏や方述蠡氏の學説を受け、貞人によって「分組」し、字體によって「分類」する方法を推進し、『合集』の四一九五六片の各片につき分組分類した工具書である。この分組・分類の名稱については、多くは黃天樹氏の『殷墟王卜辭的分類與斷代』(文津出版社、一九九一年)のそれを採用したとする。

⑧ 前掲『殷墟甲骨分期研究』三二—三三頁參照。

⑨ なお「非王卜辭」としては、武丁中期とされる「子組」と「午組」やその他を指摘する。前掲『殷墟甲骨分期研究』にみえる。

⑩ なお、小屯村中出土については、林澧氏の「歷無名間組」(黃天樹氏のいわゆる「歷無名間類」)や黃天樹氏の「無名類」の卜辭が該當するらしい。林澧説は「無名組卜辭中父丁稱謂的研究」(『古文字研究』第十三輯、一九八六年)に見え、黃天樹説は前掲『殷墟王卜辭的分類與斷代』に見える。

⑪ 前掲『殷墟甲骨分期研究』。

⑫ 李學勤「論婦好墓及有關問題」(『文物』一九七七年第一期)。

⑬ 前掲『殷墟卜辭綜述』二〇二頁。董作賓「甲骨文斷代研究例」(『中央研究院歷史語言研究所集刊外編・慶祝蔡元培先生六十五歲論文集(上册)』一九三三年)。

⑭ 京都大學人文科學研究所の林巳奈夫研究班、一九八六年十二月五日發表。

⑮ 前掲「董作賓『甲骨文斷代研究例』引用卜辭の出土坑位と時代區分問題について(上)」六七頁。

⑯ 末次信行「卜占用龜骨の貢納制概略(下)」(『千里金蘭大學紀要・短期大學部』第三六號、二〇〇五年)第二節(四)「歷組の『特殊記事刻辭』」參照。

⑰ 嚴一萍『甲骨學』上册、第四章「鑽鑿與占卜」七二三—四頁。

⑱ 嚴一萍は、石璋如説として「殷代地上建築復原之一例」(『中央研究院院刊』第一輯、一九五四年)を引用する。

⑲ 董作賓『殷曆譜』(中央研究院歷史語言研究所專刊、一九四五年)の下編卷九「日譜」の「帝辛日譜」にみえる。

⑳ 前掲『殷墟卜辭綜述』の第八章「方國地理」。ここで「商殷的區域」を明らかにする目的で、卜辭にみえる都邑ならびに田獵地、あるいは「乙辛時代所征的人方、孟方(第八節)」における「正人方歷程」を作成する際に検討對象となった。

㉑ 島邦男『殷墟卜辭研究』(弘前大學出版、一九五八年)、李學勤『殷代地理簡論』(科學出版社、一九五九年)。

㉒ 松丸道雄「殷墟卜辭中の田獵地について」(『東洋文化研究所紀要』第三一冊、一九六三年)。

㉓ 連劭名「商代的神主」(『殷都學刊』一九八八年第三期)參照。

㉔ 吳澤『古代史』(棠棣出版社、一九五三年)二二五頁。なお、「宗」と同様

もしくは近い意味をもつ「斗³²⁰」について、「卜某斗」の形がみられないので本項では取りあげないが、「斗」は「無名組」にも多くみられ、占卜處との關係で今後の検討対象としておく。前掲「商代的神主」参照。

②⑤ 趙誠『甲骨文簡明詞典』二二一―二二二頁、中華書局、一九八八年）に説がみえる。

②⑥ 「卜」を缺くが、文脈から宗廟で占卜したと推定できる卜辭もあるが、これらはこの數に含まない。

②⑦ 董作賓『甲骨學五十年』（藝文印書館、一九五五年）付圖「殷代王室世系圖」による。

②⑧ 『史記』卷三・殷本紀には「帝太甲修德：褒太甲稱太宗」とあり、太宗とは太甲のこととする。卜辭の「大宗」が、「大甲」と同時代の用語であれば、これを指す可能性がある。

②⑨ 武丁期の「母庚」の卜辭例は「辛酉賓貞于母庚（合集二五四五）」など、「母丙」の卜辭例は「乙卯卜永貞惟母丙咎（合集二五三〇）」などにみえる。

③⑩ 常玉芝『商代周祭制度』（中國社會出版社、一九八七年）第二章「周祭卜辭的類型和特徵」参照。

③⑪ 「帝（上帝）」の權限などに關しては、前掲「殷代の『神權』と『君權』」一六―七頁参照。

③⑫ 「召方」説は孫海波『甲骨文錄・考釋』一―二葉（河南通志館、一九三八年）、「旨方」説は郭沫若『殷契粹編・考釋』一四四―一四五葉（文求堂書店、一九三七年）、「犁方」説は前掲『殷墟卜辭綜述』二八五頁にみえる。

③⑬ 恩寵説は姚孝遂・肖丁『小屯南地甲骨・考釋』七五頁（中華書局、一九八七年）、「永命」説は劉釗『釋『永231』『永231』諸字兼談甲骨文『降永』一辭』（『殷墟博物院苑苑刊』創刊號、中國社會出版社、一九八九年）にみえる。

③⑭ 前掲『殷墟甲骨分期研究』。

③⑮ 文獻史料での「明堂」に關する議論については、例えば『淮南子』卷八本經訓の「…是故古者明堂之制」の「明堂」についての後漢の高誘の注に「明堂王者布政之堂」とし、また「布政」の具體的内容として「告朔、朝歷、頒宣其令」を掲げる。建築物としては、「上圓下方、堂四出、各有左右房、謂之个、凡十二所」とあり、「个」と稱せられる房屋が都合一二あるとする。一二の「个」は、一年十二箇月にそれぞれ配され、「王者」が月ごとにその「个」を移

「占卜」處考

動していくということらしい。明堂の「上圓下方」の形の建物は、西周時代の陝西省扶風縣の周原出土の建築遺跡の中にみえる（傳熹年「陝西扶風召陳西周建築遺址初探」（『文物』一九八一年第三期）。また考古學的見地からの考察には楊鴻勛「明堂泛論」（『東方學報』京都第七〇冊）がある。なお、「明堂」の諸説については、張一兵『明堂制度研究』（中華書局、二〇〇五年）第一章「前人研究綜論及前人重要論著述評」参照。

③⑯ 貝塚茂樹編『古代殷帝國』（みすず書房、一九五七年）一二二頁。

《略稱》その他

○甲骨文字に付した文字番號は、姚孝遂主編『殷墟甲骨刻辭類纂』（中華書局、一九八九年）の「字形總表」にみえる番號である。この文字番號は、于省吾主編『甲骨文字詁林』（中華書局、一九九六年）のそれに同じ。

○卜辭拓片出所の略稱

拾／鐵雲藏龜拾遺（葉玉森編）／一九二五年

粹／殷契粹編（郭沫若編著）／一九三七年

摭／殷契摭佚續編（李亞農編）／一九五〇年

南明／戰後南北所見新獲甲骨集（胡厚宣編）／一九五二年

合集／甲骨文合集（郭沫若主編）／一九七八―八二年

屯南／小屯南地甲骨（中國社會科學院考古研究所編）／一九八〇年

○甲骨關係著書の略稱

『合集』／甲骨文合集（郭沫若主編）／一九七八―八二年

『屯南』／小屯南地甲骨（中國社會科學院考古研究所編）／一九八〇年

『類纂』／殷墟甲骨刻辭類纂（姚孝遂主編）／一九八九年